

# 確定申告書等作成コーナー

～消費税等確定申告書作成のための操作の手引き～

## (消費税) 確定申告書作成(2割特例)編

この手引きでは、税込経理方式による経理処理をされている方が消費税及び地方消費税の確定申告書(2割特例)を作成する場合の操作手順を説明します。

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

## 確定申告書作成（2割特例）編

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 1.1 作成開始 .....                  | 1  |
| 1.2 一般課税・簡易課税の条件判定等 .....       | 2  |
| 1.3 所得区分の選択 .....               | 5  |
| 1.4 売上（収入）金額等の入力 .....          | 6  |
| 1.5 所得（事業）区分の売上（収入）金額等の入力 ..... | 7  |
| 1.6 中間納付税額等の入力 .....            | 12 |
| 1.7 計算結果の確認 .....               | 13 |
| 1.8 納税地等入力（1／2） .....           | 14 |
| 1.9 納税地等入力（2／2） .....           | 15 |

## 確定申告書作成（2割特例）編

### 1.1 作成開始

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

#### 作成開始

次の画面から、一般課税・簡易課税の条件判定等を行った後、売上（収入）金額・仕入金額等の入力を行います。

「次へ」ボタンを押して進めてください。

①

次へ

i

一般課税を選択される方は、令和6年分の決算書等データを利用することで、決算額等を引き継いで、消費税及び地方消費税の確定申告書を作成することができます。

②

> 決算書等データの引継ぎ方法を確認する

申告書等の選択へ戻る

へ ページTOPへ

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約

Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 「次へ」ボタンを押すと、「一般課税・簡易課税の条件判定等」画面（P 2 参照）へ進みます。
- ② 確定申告書等作成コーナーでは、当年分の決算書等データを引き継いで消費税及び地方消費税の確定申告書を作成することができますが、簡易課税制度を選択される場合や年の途中から課税事業者となった場合には、決算書等データを引き継ぐことができませんのでご注意ください。  
なお、決算書等データを引き継いで消費税の確定申告書を作成した場合にも、作成する消費税の申告書等によって引き継げる項目が制限されますので、ご注意ください。

## 確定申告書作成（2割特例）編

### 1.2 一般課税・簡易課税の条件判定等

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

#### 一般課税・簡易課税の条件判定等

**i** 災害（地震、風水害、雪害等）により被害を受けた方は、消費税法の特例を受けられる場合があります。  
> 災害に関する税制上の措置を確認する

- ① 基準期間（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の課税売上高を入力してください。 **必須**  
> 基準期間の課税売上高とは

6,000,000 円

- ② **Q** インボイス（適格請求書）発行事業者ですか？ **必須**  
> 適格請求書発行事業者とは

はい いいえ

- ③ **Q** 令和6年の途中から新たに課税事業者となりましたか？ **必須**

はい いいえ

- Q** 2割特例を適用しますか？ **必須**  
> 2割特例とは

※：2割特例の適用には要件があります。また、2割特例を適用するよりも一般課税や簡易課税を適用した方が消費税の納付金額が少なくなる方がいます。詳しくは上記「2割特例とは」をご確認ください。

- ④ ※：2割特例を適用すべきか分からない方は、「いいえ」を選択して入力を進めることで、仕入税額控除の金額について、通常の計算結果と2割特例の計算結果を比較した上で、2割特例を適用するかを選択することができます。

はい いいえ

- Q** 簡易課税制度を選択していますか？ **必須**  
> 簡易課税制度とは

はい いいえ

- ⑤ 経理方式を選択してください。 **必須**  
> 税込経理と税抜経理について確認する

税込経理 税抜経理

- ⑦ 税額の計算方法として積上げ計算を選択する方

- ⑧ 特別な売上基準（割賦基準、延払基準等、工事進行基準、現金主義会計）の適用をする方

⑨  
戻る

次へ

## 確定申告書作成（2割特例）編

- ① 基準期間（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の課税売上高を入力します。
- ② インボイス（適格請求書）発行事業者の方は「はい」を、インボイス（適格請求書）発行事業者ではない方は「いいえ」を選択します。
- ③ 年の途中から新たに課税事業者となった方は「はい」を、そうでない方は「いいえ」を選択します。
- ④ 2割特例を適用して申告する場合、「はい」を選択します。
- ⑤ 「簡易課税制度選択届出書」を提出している方は「はい」を、そうでない方は「いいえ」を選択します。

※ 基準期間の課税売上高が5,000万円超の場合は、簡易課税制度を選択できません。

※ 利用者識別番号検索時に「簡易課税制度選択届出書」が提出ありとなっていた場合は、届出書の提出状況が表示されます。

- ⑥ 税抜経理の方は「税抜経理」を押して選択を変更します。
- ⑦ 売上税額の計算方法について、積上げ計算又は割戻し計算と積上げ計算を併用している方は、「V」を押して項目を開き、「1 割戻し計算」の選択を「2 積上げ計算」又は「3 1と2の併用」に変更します。

※ 令和5年10月1日以降の売上税額の計算方法については、適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」（原則）のほか、適格請求書等に記載のある消費税額等を積上げて計算する「積上げ計算」を選択することができます。

なお、申告する方がインボイス発行事業者の場合のみ「積上げ計算」を選択することが可能です。

（参考）「税額の計算方法として積上げ計算を選択する方」

税額の計算方法として積上げ計算を選択する方

売上税額の計算方法を選択してください。

> 計算方法を確認する

1 割戻し計算

- ⑧ 特別な売上計上基準の適用がある場合、「V」を押して項目を開き、適用している売上計上基準にチェックを入れてください。

（参考）「特別な売上基準を適用する方」

特別な売上基準（割賦基準、延払基準等、工事進行基準、現金主義会計）の適用をする方

適用している売上計上基準を選択してください。 ?

☐ 割賦基準

☐ 延払基準等

☐ 工事進行基準

☐ 現金主義会計

- ⑨ 「次へ」ボタンを押すと「所得区分の選択」画面（P5）へ進みます。



## 確定申告書作成（2割特例）編

### 1.3 所得区分の選択

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

**所得区分の選択** 簡易課税 税引

該当する所得区分に関する項目を全て選択してください。 **必須**

①

- ☐ 事業所得（営業等）がある。
- ☐ 事業所得（農業）がある。
- ☐ 不動産所得がある。
- ☐ 雑所得（原稿料等）がある。
- ☐ 業務用固定資産等の譲渡所得がある。

②

戻る 次へ

ここまでの入力内容を保存

① 該当する全ての所得区分を選択します。

※ 「業務用固定資産等の譲渡所得がある。」を選択する場合は、「事業所得（営業等）がある。」「事業所得（農業）がある。」「不動産所得がある。」又は「雑所得（原稿料等）がある。」の中から一つ以上選択する必要があります。

② 「次へ」ボタンを押すと「売上（収入）金額等の入力」画面（P 6 参照）へ進みます。

## 確定申告書作成（2割特例）編

### 1.4 売上（収入）金額等の入力

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

**売上（収入）金額等の入力** 簡易課税 税込

所得区分ごとに売上（収入）金額等の入力を行ってください。

|           |   |   |
|-----------|---|---|
| 事業所得（営業等） | - | > |
| 雑所得       | - | > |

②

戻る 次へ

ここまでの入力内容を保存

- ① 所得区分ごとのボタン「>」を押すと、該当の所得区分の「売上（収入）金額等の入力」画面（P 7 参照）へ進みます。

※ 売上金額等の入力が終わった所得区分は、ボタン上の表示が「-」から「入力あり」に変わります（下記画面参照）。

|           |        |   |
|-----------|--------|---|
| 事業所得（営業等） | ✔ 入力あり | > |
|-----------|--------|---|

- ② 全ての所得区分の売上（収入）金額等の入力が完了したら、「次へ」ボタンを押して、「中間納付税額等の入力」画面（P 12 参照）へ進みます。

## 確定申告書作成（2割特例）編

### 1.5 所得（事業）区分の売上（収入）金額等の入力

「売上（収入）金額等の入力画面（P 6 参照）で選択した所得区分の売上（収入）金額等を入力します。

ここでは例として、「事業所得（営業等）」の「第1種事業」の画面をご案内します。

なお、税抜経理方式を選択した場合、仮受消費税等を入力する必要があります。

※ ここで入力する売上金額等は「課税事業者となった日以降の取引分」のため、例えば令和6年4月1日に課税事業者となった場合、令和6年4月1日から令和6年12月31日までの期間の売上金額等を入力する必要がありますので、ご注意ください。

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

#### 事業所得（営業等）の売上（収入）金額等の入力

簡易課税

税込

割戻

#### 売上（収入）金額等の入力

課税事業者となった日以降の取引分について入力してください。

⚠ 例えば、令和6年4月1日にインボイス発行事業者の登録を受け、同日から課税事業者となった事業者の方は、令和6年4月1日から同年12月31日までの取引分について入力してください。

##### 収入金額 必須

売上（収入）金額（円）

※：雑収入のほか、免税、非課税、非課税資産の輸出等又は不課税に係るものも含めた金額を入力してください。

①

6,000,000

免税、非課税、非課税資産の輸出等又は不課税取引がある方

②

##### 課税取引金額

入力内容から計算した課税取引金額（円）

6,000,000

③

#### 軽減税率適用分の金額の入力

軽減税率（6.24%）適用分の取引がある方

④

#### 返還等対価・貸倒れの入力

返還等対価や貸倒れに係る税額を計算する方

⑤

戻る

次へ

## 確定申告書作成（2割特例）編

- ① 売上（収入）金額を入力します。

「売上（収入）金額」欄は入力必須項目となっているため、金額が0円の場合、「0」を入力します。

- ② 上記①の金額の中に、免税取引・非課税取引等の金額が含まれている場合は、「V」を押して項目を開き、該当する項目に金額を入力します。

（参考）「免税、非課税、非課税資産の輸出等又は不課税取引がある方」

免税、非課税、非課税資産の輸出等又は不課税取引がある方

上記、売上（収入）金額のうち

免税取引分（円） ?

非課税取引分（円） ?

非課税資産の輸出等取引分（円） ?

不課税取引分（円） ?

- ③ 「課税取引金額」が自動で算出されます（①の数字から②で入力した金額を差し引いた金額が表示されます）。

- ④ 上記③の金額の中に、軽減税率（6.24%）適用分の取引がある場合は、「V」を押して項目を開き、該当する項目に金額を入力します。

（参考）「軽減税率（6.24%）適用分の取引がある方」

軽減税率（6.24%）適用分の取引がある方

課税取引金額の内訳の入力

課税取引金額のうち、税率6.24%（軽減税率）適用分を入力してください。

課税取引金額（円）

うち税率6.24%（軽減税率）適用分（円）

うち税率7.8%適用分（円）

- ⑤ 上記③の中に、返還等対価や貸倒れに係る取引がある場合には、表示される質問について、該当する項目で「はい」を選択し、必要な金額を入力します（参考3）。

## 確定申告書作成（2割特例）編

（参考）「返還等対価・貸倒れの入力」

### 返還等対価・貸倒れの入力

#### 返還等対価や貸倒れに係る税額を計算する方

##### 売上げに係る対価の返還等の金額の入力

Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で売上（収入）金額から直接減額していない売上げに係る対価の返還等の金額がありますか？ 

はい

いいえ

##### 発生した貸倒金の金額の入力

Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で発生した貸倒金がありますか？

はい

いいえ

##### 回収した貸倒金の金額の入力

Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した貸倒金がありますか？

はい

いいえ

- ⑥ 必要事項の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上（収入）金額等の入力」画面（P 6 参照）へ進みます。

（参考 1）仮受消費税等の入力欄

上記課税取引金額に対応する仮受消費税等の金額（円） 

（参考 2）適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄

上記課税取引金額に係る適格請求書等に記載した消費税額等の合計額（円） 

## 確定申告書作成（２割特例）編

### （参考３）「返還等対価・貸倒れの入力」の個別質問

#### 返還等対価や貸倒れに係る税額を計算する方

##### 売上げに係る対価の返還等の金額の入力

Ｑ 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で売上（収入）金額から直接減額していない売上げに係る対価の返還等の金額がありますか？

はい いいえ

売上げに係る対価の返還等の金額のうち、課税取引に係るものを「税率6.24%（軽減税率）適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて入力してください。

＞入力例を確認する

##### 売上げに係る対価の返還等の金額（税込）

税率6.24%（軽減税率）適用分（円）

税率7.8%適用分（円）

計（円）

売上げに係る対価の返還等の金額のうち、「免税取引に係るもの」の金額を入力してください。

※：「非課税取引に係るもの」については、入力の必要はありません。

##### 免税取引に係るもの（円）

##### 発生した貸倒金の金額の入力

Ｑ 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で発生した貸倒金がありますか？

はい いいえ

貸倒金のうち、課税事業者であった年分に行った取引で課税売上げに係るものの金額を、「税率6.24%（軽減税率）適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて入力してください。

＞入力例を確認する

※：令和6年1月1日から令和6年12月31日の間に初めて課税事業者となった方の場合は、令和5年12月31日までに行った課税買入の譲渡等に係る貸倒金は含みません。

##### 発生した貸倒金の金額（税込）

税率6.24%（軽減税率）適用分（円）

税率7.8%適用分（円）

計（円）

##### 回収した貸倒金の金額の入力

Ｑ 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した貸倒金がありますか？

はい いいえ

課税事業者であった年分に貸倒れ処理したもので課税売上げに係る回収した貸倒金の金額を、「税率6.24%（軽減税率）適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて入力してください。

※：令和6年1月1日から令和6年12月31日の間に初めて課税事業者となった方の場合は、令和5年12月31日までに行った課税買入の譲渡等に係る貸倒金は含みません。

##### 回収した貸倒金の金額（税込）

税率6.24%（軽減税率）適用分（円）

税率7.8%適用分（円）

計（円）

戻る

次へ

## 確定申告書作成（2割特例）編

- ⑦ 売上げに係る対価の返還等の金額がある場合には、「はい」を選択します。
- ※ 免税事業者であった課税期間における課税資産の譲渡等に係る返還等は対象になりません。
- ⑧ ⑦で「はい」を選択すると、金額の入力欄が開きます。返還等の金額について「税率 6.24%（軽減税率）適用分（円）」と「税率 7.8%適用分（円）」に分けて入力します。
- ⑨ 売上げに係る対価の返還等の金額のうち、「免税取引に係るもの」の金額を入力します。
- ⑩ 発生した貸倒金がある場合には、「はい」を選択します。
- ※ 免税事業者であった課税期間における課税資産の譲渡等について貸倒金が発生した場合には対象となりません。
- ⑪ ⑩で「はい」を選択すると、金額の入力欄が開きます。発生した貸倒金の金額について「税率 6.24%（軽減税率）適用分（円）」と「税率 7.8%適用分（円）」に分けて入力します。
- ⑫ 回収した貸倒金がある場合には、「はい」を選択します。
- ※ 免税事業者であった課税期間における課税資産の譲渡等について発生した貸倒金を回収した場合には対象となりません。
- ⑬ ⑫で「はい」を選択すると、金額の入力欄が開きます。回収した貸倒金の金額を「税率 6.24%（軽減税率）適用分（円）」と「税率 7.8%適用分（円）」に分けて入力します。

## 確定申告書作成（2割特例）編

### 1.6 中間納付税額等の入力

中間申告に係る納付税額を入力します。

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

#### 中間納付税額等の入力

簡易課税

税込

中間申告に係る納付税額のある方は、以下「中間納付税額等を入力する方」の項目を開いて、入力してください。

前年分について消費税の確定申告を行っていない方・中間申告を行っていない方は、入力する必要はありませんので、画面下の「次へ」ボタンを押してください。

> 中間申告とは

■ 中間納付税額等の確認方法

中間納付税額等を入力する方

戻る

次へ

ここまでの入力内容を保存

- ① 中間申告に係る納付税額がある方は、「V」を押して項目を開き、金額の入力をします。
- ※ 前の年に確定申告を行っていない方、中間申告を行っていない方は入力する必要はありません。
  - ※ 利用者識別番号から情報を検索し、中間納付税額等の情報を取得している場合は取得した金額が表示されます。

(参考)「中間納付税額等を入力する方」

#### 中間納付税額等を入力する方

⚠ 入力に当たっては以下の事項にご注意ください。

- ・ 中間申告に係る納付税額には、「中間納付税額」と「中間納付譲渡割額」が含まれていますので、それぞれの金額を入力してください。
- ・ 1月ごと（年11回）の中間申告を行った場合、税務署から送付した申告書には、中間納付税額及び中間納付譲渡割額は印字されませんので、最終の中間申告分まで（11回分）の消費税及び地方消費税額を合計して入力してください。

中間納付税額（円）

中間納付譲渡割額（円）

- ② 「次へ」ボタンを押し、「計算結果の確認」画面（P13 参照）へ進みます。

## 確定申告書作成（2割特例）編

### 1.7 計算結果の確認

入力データを基に確定申告に必要な計算が行われ、その計算結果が画面に表示されます。

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

#### 計算結果の確認

簡易課税

税込

入力内容から計算した結果は以下のとおりです。

納付 する金額

181,700円

#### 消費税の計算結果

課税標準額

18,181,000 円

消費税額

1,418,118 円

貸倒回収に係る消費税額

—

控除税額

納付譲渡割額

39,900 円

#### 消費税及び地方消費税の合計税額

納付又は還付税額合計

納付税額

181,700 円

> 消費税額の計算方法とは

①  
戻る

次へ

ここまでの入力内容を保存

- ① 計算結果を確認後、「次へ」ボタンを押すと、「納税地等入力」画面（P14 参照）へ進みます。

## 確定申告書作成（２割特例）編

### 1.8 納税地等入力（１／２）

納税額や納付方法の案内が表示されます。

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

納税地等入力

簡易課税 税込

納付 する金額

181,700円

納付方法

納付方法の選択

納付方法 必須

> 各納付方法の内容を確認する

選択してください

#### ① 納付方法の選択をします。

「選択してください」を押すとリストボックスが表示されますので、希望の納付方法を選択して下さい。

※ 消費税及び地方消費税の合計納付税額が 30 万円を超える場合は、「スマホアプリ納付」、「コンビニ納付」は表示されません（書面で提出する方には、30 万円以下であっても、「スマホアプリ納付」は表示されません）。

「振替納税」を選択した場合、追加の質問も表示されますので、回答してください。

（参考）表示されるリストボックス

選択してください

振替納税（期限内申告の場合に利用可）

電子納税（ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）又はインターネットバンキング）

クレジットカード納付

スマホアプリ納付

コンビニ納付

金融機関等での窓口納付

（参考）「振替納税」を選択した場合の追加の質問

納付方法

納付方法の選択

納付方法 必須

> 各納付方法の内容を確認する

振替納税（期限内申告の場合に利用可）

Q 初めて振替納税を利用しますか？

☐ 初めて利用する

☐ 既に利用している

## 確定申告書作成（2割特例）編

### 1.9 納税地等入力（2／2）

納税地・氏名等

納税地等の情報

①

納税地の区分

☒ 住所

☐ 事業所等

郵便番号

※：半角数字3桁・半角数字4桁

123

4567

郵便番号検索

都道府県・市区町村

都道府県

市区町村

丁目番地等

屋号・雅号（漢字）

※：全角30文字以内

国税商店

住所や氏名等の基本情報について、申告書等を提出される際には忘れずに記載（入力）をお願いします。

戻る

②

次へ

ここまでの入力内容を保存

① 納税地や氏名等について該当する項目に入力します。

※ 郵便番号の入力後、「郵便番号検索」を押すと、郵便番号の入力内容から検索した住所と税務署情報（都道府県、税務署名）を画面上の対応する入力項目へ自動的に表示することができます。

② 申告書を e-Tax で送信する方は「送信前の申告内容確認」画面へ、申告書を印刷して提出する方は「申告書等印刷」画面へ進みます。

「送信前の申告内容確認」と「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画面の案内をご参照ください。